

# 2019年度 静岡県立浜松大平台高等学校 ご入学の皆さんへ

幹事保険会社



## 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

TOKAIの

### 高校生総合補償制度

(傷害総合保険+自転車総合保険)

### 自転車総合補償制度

(自転車総合保険)

保険料が割安になっています。

団体割引 **5%**

※上記割引率はご加入人数が20名から99名の場合です。

## のご案内

3年間の補償です

### 個人賠償責任補償

(高校生総合補償制度の場合)

安心の示談交渉サービス付  
(国内事故のみ)

日常生活における賠償事故を

最大 **3億円** まで補償

● 実際の事例

賠償金額

**9,521** 万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)



### 傷害補償

(高校生総合補償制度の場合)

生徒ご本人の  
ケガの補償を

地震・噴火  
または  
これらによる津波  
天災危険補償特約

熱中症  
熱中症危険補償特約

ノロウイルスなど  
細菌性食中毒および  
ウイルス性食中毒補償特約

でワイド  
にカバー

申込日 2019年3月16日(土)

10:00~15:00

申込場所 可美公園総合センター

保険期間 2019年4月1日午前0時から3年間

高校生総合補償制度・自転車総合補償制度  
「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」  
についてはこちらをご確認ください。



TOKAI保険事業部ホームページ  
[http://www.hoken-tokai.com/tokai\\_gakusou/](http://www.hoken-tokai.com/tokai_gakusou/)

# 傷害総合保険

365日24時間ケガや賠償責任を補償します。

## 生徒ご本人と同居の親族の 個人賠償責任補償

示談交渉サービス付  
(国内事故のみ)

生徒およびその同居の親族が、誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。国外事故も対象となります。

### 日常生活における賠償事故を 最大3億円まで補償

※右記事例でも事故状況等により損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。

#### ◆たとえば…こんな場合に◆

- 自転車運転中に他人とぶつかりケガを負わせた。



- サッカーで遊んでいて他人にケガを負わせた。



## 生徒ご本人の 傷害補償

学校内はもちろん、日常生活や旅行中でも、24時間、生徒ご本人がケガをされた場合に保険金をお支払いします。しかも、国外でのケガも対象となります。

#### ◆たとえば…こんな場合に◆

- 登校中に車にはねられケガをした。



- テニス部の練習中に骨折して入院した。



- 学習塾の帰りに自転車で転んでケガをした。



- スキー場で転んでケガをした。



## 天災危険補償特約

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガを補償します。

### ●噴火によるケガ



### ●地震によるケガ



### ●津波によるケガ



## 熱中症危険補償特約

日射または熱射により身体に障害を被った場合に保険金をお支払いします。

### ●熱中症で倒れた。



## 細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償特約

細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により身体に障害を被った場合に保険金をお支払いします。

- ノロウイルスにより食中毒になった。



## 自転車総合保険

自転車に関するケガや賠償責任を補償します。

### 生徒ご本人と同居の親族の

## 賠償責任補償

示談交渉サービス付  
(国内事故のみ)

生徒およびその同居の親族が、自転車を運転中に誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ただし、日本国内の事故にかぎります。

### 生徒ご本人の

## 傷害補償

生徒が自転車(所有者を問いません)を運転中に転倒や衝突などによってケガを被った場合または、生徒が歩行中に、走行中の自転車と接触・衝突してケガを被った場合に保険金をお支払いします。通学途上でなくとも対象になります。ただし、日本国内の事故にかぎります。

# 保険金額と払込みいただく保険料

(保険期間3年、傷害総合保険は職種級別A級、団体割引5%)

加入プラン	A型	B型	C型	D型	
	高校生総合補償制度			自転車総合補償制度	
保険種類	傷害総合保険 自転車総合保険	傷害総合保険 自転車総合保険	傷害総合保険 自転車総合保険	自転車総合保険	
保険料(3年間分)	30,000円	20,000円	15,000円	5,000円	
個人賠償責任保険金額 ※注2	自転車による事故・日常全般の事故 <b>3億円</b>			自転車による事故 <b>3億円</b> ※注2	
示談交渉サービス付(国内事故のみ)					
自転車による事故 ※注1	入院保険金日額	15,000円	12,000円	10,000円	
	手術保険金	入院中の手術 <b>30,000円</b> 外来の手術 <b>15,000円</b>	入院中の手術 <b>15,000円</b> 外来の手術 <b>7,500円</b>	入院中の手術 <b>10,000円</b> 外来の手術 <b>5,000円</b>	—
	通院保険金日額	10,000円	8,500円	6,000円	2,500円
	死亡・後遺障害保険金額	160.2万円	156.4万円	124.0万円	108.0万円
日常全般の事故 ※注1	入院保険金日額	3,000円	1,500円	1,000円	—
	手術保険金	入院中の手術 <b>30,000円</b> 外来の手術 <b>15,000円</b>	入院中の手術 <b>15,000円</b> 外来の手術 <b>7,500円</b>	入院中の手術 <b>10,000円</b> 外来の手術 <b>5,000円</b>	—
	通院保険金日額	1,500円	750円	500円	—
	死亡・後遺障害保険金額	10.3万円	9.7万円	6.3万円	—
天災危険補償特約	地震・噴火またはこれらによる津波によるケガを補償します。			—	
熱中症危険補償特約	日射または熱射により身体に障害を被った場合に保険金(死亡・後遺障害、入院、手術、通院)をお支払いします。			—	
細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により身体に障害を被った場合に保険金(死亡・後遺障害、入院、手術、通院)をお支払いします。			—	

※注1 自転車による事故の場合は「傷害総合保険」(国内外補償)と「自転車総合保険」(国内のみ補償)の補償内容を合算しております。

※注2 「自転車総合保険」の場合は「賠償責任保険金額」です。日本国内のみ、お支払対象となります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、  
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

〔加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容を  
お伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。〕

## この保険のあらまし（契約概要のご説明）

商品の仕組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款、自転車総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
保険契約者	静岡県立浜松大平台高等学校
保険期間	2019年4月1日午前0時から2022年3月31日午後4時まで3年間となります。
申込締切日	2019年3月16日
引受条件（保険金額等）、 保険料、保険料払込方法等	引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
加入対象者	静岡県立浜松大平台高等学校の生徒の皆さまを被保険者とし、保護者を加入者（保険料負担者）としてご加入いただきます。
被保険者	静岡県立浜松大平台高等学校の生徒（「保険期間末日に年齢が満23歳未満」かつ「学校教育法に定める学校の学生・生徒」）にかぎります。 * 加入した方のみが保険の対象となります。
お支払方法	専用の受付窓口でのお支払いとなります。お手続時に保険料を一括してお支払ください。
お手続方法	添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口までご提出ください。 ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
中途加入	保険期間の中途でのご加入は随時、受付をしています。 保険料等、詳細はご加入窓口のTOKAIまでご連絡ください。
中途脱退	この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口のTOKAIまでご連絡ください。
その他ご注意	保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承願います。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

### 【傷害総合保険】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。熱中症危険補償特約がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害に対しても保険金をお支払いします。天災危険補償特約がセットされていますので、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ(※)に対しても保険金をお支払いします。細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約がセットされていますので、これらによる身体の障害に対しても保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

傷 害 (国 内 外 補 償)	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない 主な場合
	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合} (4\% \sim 100\%)$	（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数} (1,000\text{日限度})$	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） $\text{（入院中に受けた手術の場合）手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍})$ $\text{（外来で受けた手術の場合）手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$ (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数} \left( \text{事故の発生の日から1,000日以内の90日限度} \right)$ (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償の補償（国内外補償）	<p>個人賠償責任（注）</p> <p>住宅（※1）の所有・使用・管理または被保険者（※2）の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。（※1）「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>（※2）この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①本人</li> <li>②本人の配偶者</li> <li>③本人またはその配偶者の同居の親族</li> <li>④本人またはその配偶者の別居の未婚の子</li> <li>⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。</li> <li>⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。</li> </ul> <p>なお、被保険者の統柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものであります。</p>	<p>①故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害</p> <p>③地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑦心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両（※）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>（※）次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①主たる原動力が人力であるもの</li> <li>②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート（ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。）</li> <li>③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</li> </ul>

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 用語のご説明（傷害総合保険・自転車総合保険）

用語	用語の定義
【自転車】	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。）およびその付属品（積載物を含みます。）をいいます。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html</a> ）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
【保険年度】	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

### 【自転車総合保険】

被保険者が、日本国内において、自転車事故（自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故）によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

#### 「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 (国内のみ補償)	死亡保険金 日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。）、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤自転車による競技、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないもの など
	後遺障害保険金 日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%～100%)	（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
	入院保険金 日本国内において自転車事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から180日以内）	（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	通院保険金 日本国内において自転車事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など
賠償責任 (国内のみ補償)	賠償責任 (注) 日本国内において、自転車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者（※）が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。 （※）被保険者とは次の方をいいます。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

# ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

## 2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
  - 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
  - ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の職業または職務（傷害総合保険の場合）
  - ★他の保険契約等（※）の加入状況
- （※）「他の保険契約等」とは、自転車総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- \* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- \* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

## 3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

### 【傷害総合保険】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。
  - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いことがあります。
  - 傷害総合保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。
- プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

### 【共通】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

### ＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めるすることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### ＜重大事由による解除等＞

保険金を支払わせる目的でケガ等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### ＜他の身体障害または疾病の影響＞

すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

## 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時または午後4時に始まります。詳しくはこの保険のあらまし（契約概要のご説明）をご覧ください。また、中途加入は隨時受付をしております。保険料等、詳細はご加入窓口のTOKAIまでご連絡ください。

## 5. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 6. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン日本興亜株式会社（幹事）	70%
東京海上日動火災保険株式会社	30%

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

### 7. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
  - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- （注）日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
  - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカー・修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など
④ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 <sup>（※）</sup> 、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥ 損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

■ 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

### 8. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

（1）保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

（2）保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割<sup>（注）</sup>までが補償されます。

（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

### 10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

## ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### ! もう一度ご確認ください。

#### ① 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 | <input type="checkbox"/> 保険料、保険料払込方法        |
| <input type="checkbox"/> 保険金額                   | <input type="checkbox"/> 満期返れい金・契約者配当金がないこと |
| <input type="checkbox"/> 保険期間                   |   |

#### ② ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。  
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。  
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【傷害総合保険についてご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者

※1オートスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。  
※2プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

#### ③ お客様にとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

### 問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

#### 取扱代理店

#### （株）TOKAI 保険事業部

〒420-0034 静岡市葵区常磐町2-6-8

TEL 0120-239-237

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

#### ■指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808（通話料有料）

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

#### ■事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日） ※ おかけ間違いにご注意ください。

※ 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

※ このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※ 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

# 高校生総合補償制度(セット)および自転車総合補償制度(単品) 加入依頼書と記入例

## 記入例

静岡県立浜松大平台高等学校 御中		加入依頼書		
<b>高校生総合補償制度(セット)</b> 傷害総合保険・自転車総合保険 <b>自転車総合補償制度(単品)</b> 自転車総合保険 必ずご記入ください。		申込人(加入者)および被保険者は、募集文書または損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト <a href="https://www.sjnk.co.jp/">(https://www.sjnk.co.jp/)</a> に掲載の個人情報の取扱いに同意します。		
保護者(加入依頼者)の 名前・ご住所・電話番号 などご連絡先をご記入ください。 <small>※住所は現住所で結構です。</small>		<b>加入者ご署名またはご捺印欄</b> <small>告知義務などの内容を確認し、個人情報の取扱いに同意うえ、加入を依頼します。</small> 著名欄 <b>鈴木一郎</b> <small>訂正あり</small>		
<b>生徒(被保険者)</b> 生徒のお名前・生年月日 ・性別をご記入ください。		<b>ご署名(姓と名を横一列で記入)またはご捺印ください(シャチハタ不可)。</b>		
<b>ご加入コースに必ず○をお付けください。</b>		<b>保護者と生徒(被保険者)との続柄をご記入ください。</b>		
<b>保険種類</b> 高校生総合補償制度 自転車総合保険 <b>★他の保険契約等 がありますか</b> <small>あり (別紙添付)</small>		<b>生年月日</b> 603 平成 ④ 15年 4月 10日 <b>性別</b> 602 ①男 ②女 <b>★職業</b> 高校生		
<b>加入コース</b> <small>○</small> <b>型</b> 800 A型 800 B型 800 C型 800 D型		<b>会社名</b> 保険金額 <small>( )万円</small>		
<b>プラン毎の保険料</b> 0A0 30,000円 0A0 20,000円 0A0 15,000円 0A0 5,000円		<b>保険種類</b> 入院保険金日額 <small>( )円</small>		
<b>合計保険料</b> 542 30,000円 542 20,000円 542 15,000円 542 5,000円		<b>満期日</b> 通院保険金日額 <small>( )円</small>		
<small>*「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。傷害保険の場合、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</small>		<b>0A1 058 円</b> <b>108 ① 109 ②</b>		
<small>*「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。傷害保険の場合、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</small>		<b>バックオフィス使用欄</b>		
<small>*「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。傷害保険の場合、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</small>		<small>①保険会社名 ②保険種類            ③満期日 ④死亡保険金額            ⑤入院保険金日額 ⑥通院保険金日額            をご記入ください。</small>		

## 静岡県立浜松大平台高等学校 御中

## 加入依頼書

高校生総合補償制度(セット)  
 傷害総合保険・自転車総合保険  
**自転車総合補償制度(単品)**  
 自転車総合保険  
 必ずご記入ください。

申込人(加入者)および被保険者は、募集文書または損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト  
[\(https://www.sjnk.co.jp/\)](https://www.sjnk.co.jp/)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

【重要】★の項目は「告知事項」です。事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保護者(加入依頼者) 氏名 <small>507 (フリガナ) (漢字)</small>		<b>加入者ご署名またはご捺印欄</b> <small>告知義務などの内容を確認し、個人情報の取扱いに同意うえ、加入を依頼します。</small> 著名欄 <small>訂正あり</small>		
住所 <small>550 〒 501 (フリガナ) (漢字)</small>				
扶養者 氏名 <small>515 (フリガナ) (漢字)</small>				
生徒(被保険者) 氏名 <small>600 (フリガナ) (漢字)</small>		<b>生年月日</b> 603 ④ 年 月 日 <b>性別</b> 602 ①男 ②女 <b>★職業</b> 高校生		
<small>上記保護者と同一の場合は記入不要</small>				
被保険者番号 VG1				

<b>保険種類</b> 高校生総合補償制度 自転車総合保険 <b>★他の保険契約等 がありますか</b> <small>あり (別紙添付)</small>		<b>会社名</b> 保険金額 <small>( )万円</small>		
<b>加入コース</b> <small>○ ○ ○ ○</small>				
<b>型</b> 800 A型 800 B型 800 C型 800 D型		<b>保険種類</b> 入院保険金日額 <small>( )円</small>		
<b>プラン毎の保険料</b> 0A0 30,000円 0A0 20,000円 0A0 15,000円 0A0 5,000円		<b>満期日</b> 通院保険金日額 <small>( )円</small>		
<b>合計保険料</b> 542 30,000円 542 20,000円 542 15,000円 542 5,000円		<b>0A1 058 円</b> <b>108 ① 109 ②</b>		

計上用  
(帳票番号 54402)  
 証券番号  
911918M664

申込日 年 月 日

中途加入日 年 月 日

※フリガナは必ずご記入ください。

《募集日》  
 日時 2019年3月16日(土)  
 場所 可美公園総合センター  
 《保険期間》  
 2019年4月1日(午前0時から)  
 2022年3月31日(午後4時まで)

取扱代理店  
**株式会社TOKAI**

引受保険会社  
**損害保険ジャパン  
日本興亜株式会社**

\*「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。傷害保険の場合、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。